

飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る福祉関連事業所等従事者PCR
検査事業実施要綱

令和3年6月1日
飯塚市告示第185号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の福祉関連事業所等(以下「事業所等」という。)において、従事者又は利用者等に新型コロナウイルスの感染者が発生し、行政検査の対象とならない従事者が存在する場合において、感染の不安を抱えたまま事業を再開あるいは自己負担で検査を実施する事業所等が存在する状況に鑑み、市の負担により、未検査の従事者の検査を実施し、従事者が安心して勤務できる環境を整えるとともに事業所等や従業者の経済的負担の軽減を図ることにより、事業所等の事業継続を支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施)

第2条 市長は、この事業によるPCR検査(以下「検査」という。)を当該検査が実施可能な検査機関(以下「検査機関」という。)に行わせることができるものとする。

(検査対象者及び検査単位)

第3条 検査の対象となる者(以下「対象者」という。)は、飯塚市内に所在する別表に掲げる事業所等の従事者又は利用者新型コロナウイルスの感染者が発生した場合において、行政検査の対象とならなかった無症状である当該事業所等の従事者(正規雇用者、非正規雇用者及び事業所等内で勤務する委託業者を含む。)とする。この場合において、従事者の居住地は問わないものとする。

2 検査は、1事業所等を1単位として実施する。

(検査の申請)

第4条 検査を受けようとする対象者の事業所等の代表者は、飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る福祉関連事業所等従事者PCR検査申請書を市長に提出しなければならない。

(検査の承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る福祉関連事業所等従事者PCR検査承認通知書及び検査キットを、適当と認められないときは飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る福祉関連事業所等従事者PCR検査否認通知書を申請者に交付するものとする。

(検査の実施)

第6条 受検が承認された事業所等の代表者は、交付された検査キットを用いて対象者の検体を採取し、検体を検査機関に送付するものとする。

(検査の費用負担)

第7条 検査費用は、無料とする。

2 検体を検査機関に送付する費用は、事業所等の負担とする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

保育施設等	保育園、認定こども園、届出保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2の規定に基づき、福岡県知事に同条に定める事項を届出している認可外保育施設をいう。)、幼稚園 公立を除く	
介護サービス 事業所等	通所系事業所	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業を行う事業所、複合型サービス
	訪問系事業所	訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導又は第1号訪問事業を行う事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	支援事業所	居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業を行う事業所

	入居系事業所	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
	福祉用具事業所	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
	介護サービス事業所のみなし指定を受けた医療機関	
高齢者向け入居施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、県認定高齢者向け優良賃貸住宅	
障がい福祉サービス事業所等	訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援
	日中活動系事業所	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援
	居住系事業所	共同生活援助、施設入所支援
	障がい児通所・入所事業所	児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所支援
	計画相談事業所	計画相談支援、障がい児相談支援